

創業者応援持続化給付金

4月7日の緊急事態宣言を基準日とし、創業後1年未満の方に対して、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えて事業を継続していただくため、給付金を支給します。

一律 **30** 万円

令和2年 **6月15日** 受付開始

令和2年 **8月31日** 受付終了

対象となる事業者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- 市内に主たる事業所を有する中小企業者または個人事業主
- 令和元年4月8日から令和2年4月7日までに開業し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方
(開業日ごとに売上減少要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。)
- 性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業を行う事業者でない方
- 政治団体や宗教上の組織、または団体でない方

申請に必要な書類

- 北本市創業者応援持続化給付金申請書兼請求書(売上比較表を添付)
- 法人の場合
登記事項全部証明書 または 商業登記簿謄本の写し
個人の場合
開業届の写し、営業届済証明書、または許可書の写し(営業に係る許可が必要な業種のみ)
- 営業実態を確認するための下記書類のうち2点
 - 店舗等の賃貸借契約書
 - 水道光熱費の領収書
 - ネットショッピング等に登録された事業所概要
 - 創業に係る融資決定通知書等の営業実態が確認できる書類

申請方法のご案内

郵送での受付を原則とします。 ※窓口での直接受付はできません。
ホームページより、申請書類をダウンロードしてください。
先着順とし、予算がなくなり次第受付終了です。



郵送先

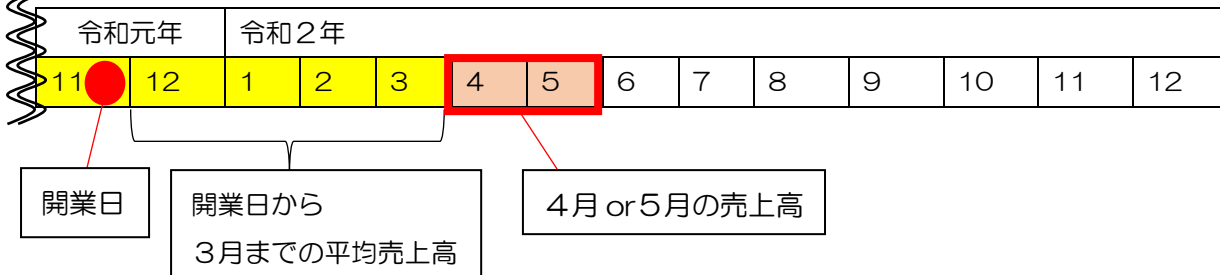
〒364-8633 北本市本町1-111
北本市役所産業観光課行

申請書のダウンロードは
こちら

開業日ごとの売上減少要件について

①令和元年4月8日から令和元年12月31日の間に開業した方

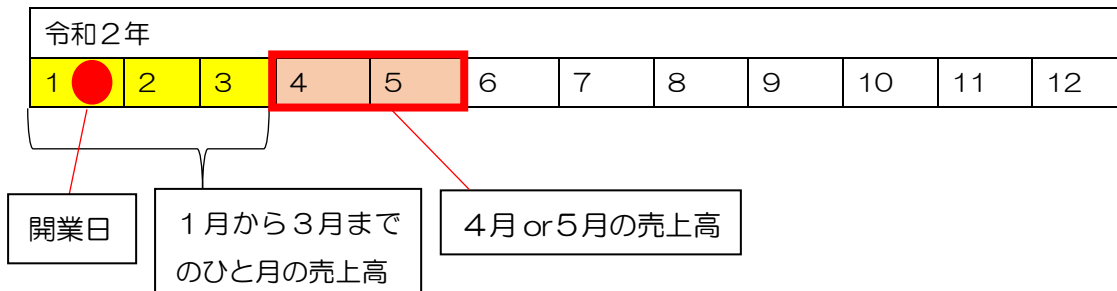
例) 11月中に開業した方のケース



- 1) 開業日から令和2年3月までの売上高の平均値を算出してください。
- 2) 令和2年4月もしくは5月どちらかひと月の売上高と比較し、5%以上減少している方が対象です。

②令和2年1月1日から令和2年3月31日の間に開業した方

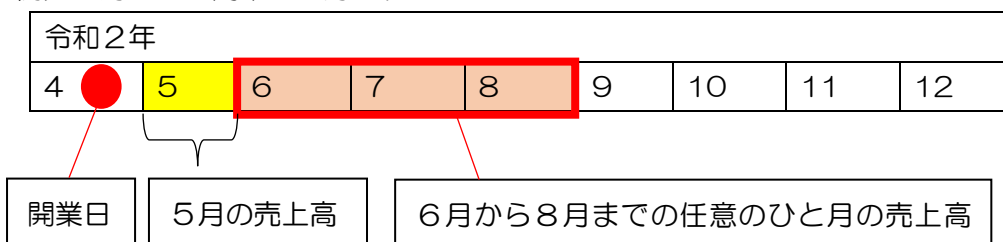
例) 1月中に開業した方のケース



- 1) 開業日から令和2年3月までの間のひと月の売上高を選択してください。
- 2) 令和2年4月もしくは5月どちらかひと月の売上高と比較し、5%以上減少している方が対象です。

③令和2年4月1日から令和2年4月7日の間に開業した方

例) 4月1日に開業した方のケース



- 1) 開業直後の5月の売上高を算出してください。
- 2) 6月以降かつ申請時点までの任意のひと月の売上高と比較し、5%以上増減があった方が対象です。

お問い合わせ先

北本市役所 産業観光課 商工労政・観光担当 ☎048-594-5530

売上減少の計算について、お気軽にご相談ください。